



職業訓練指導員免許申請の手続き

(1) 提出先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課窓口(4ページ:案内図参照)

※東京都内にお住まいの方

(2) 提出書類等

次のとおり、関係書類を添えて申請してください。

必要書類 資格	職業訓練 指導員試験 合格者	職業訓練 指導員講習 (48時間講習) 修了者	指定された学歴・資格の取得	
			職業能力開発総合 大学校修了者(長期・短期養成課程、 職種転換課程)	高等学校の教員の 普通免許状を 所持している者
職業訓練指導員 免許申請書(注1)	○	○	○	○
履歴書		○(注1) (注2)		
指導員試験合格証書	○			
指導員講習修了証書		○		
指導員講習の 受講資格を示すもの		○		
卒業(修了)証明書			○	○
履修した科目内容を示すもの(注2)			○ (履修証明書)	○(注3)
高等学校の教員の 普通免許状				○
本人を証明する もの(注4)	○	○	○	○
手数料	1職種につき 2,300円(平成29年3月24日現在)			

注1) 窓口に所定の様式のもの置いてあるほか、「TOKYOはたらくネット」(東京都の雇用就業に関するWEBサイト <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>)の「職業能力開発」→「技能に関する資格から」もダウンロードできます。

注2) 東京都職業能力開発協会の職業訓練指導員講習(48時間講習)を修了された方は、修了後に渡される申請用書類一式の中に入っています。他県の職業能力開発協会にて受講された方は(注1)の様式を使用してください。

注3) 職業能力開発促進法施行規則別表第11「学科試験の科目」及び「実技試験の科目」欄に示す科目を履修したことを証明するもの(成績証明書、履修証明書など)です。申請する前に照合する必要がありますので、必ず事前に担当窓口(4ページ参照)にご相談ください。

注4) 本人であること(氏名、生年月日、住所、顔写真)を公的に証するもの(運転免許証等)。あわせて、各証書、証明書取得した時から氏名が変更された場合、氏名変更を証するもの(戸籍抄本、年金手帳等)。

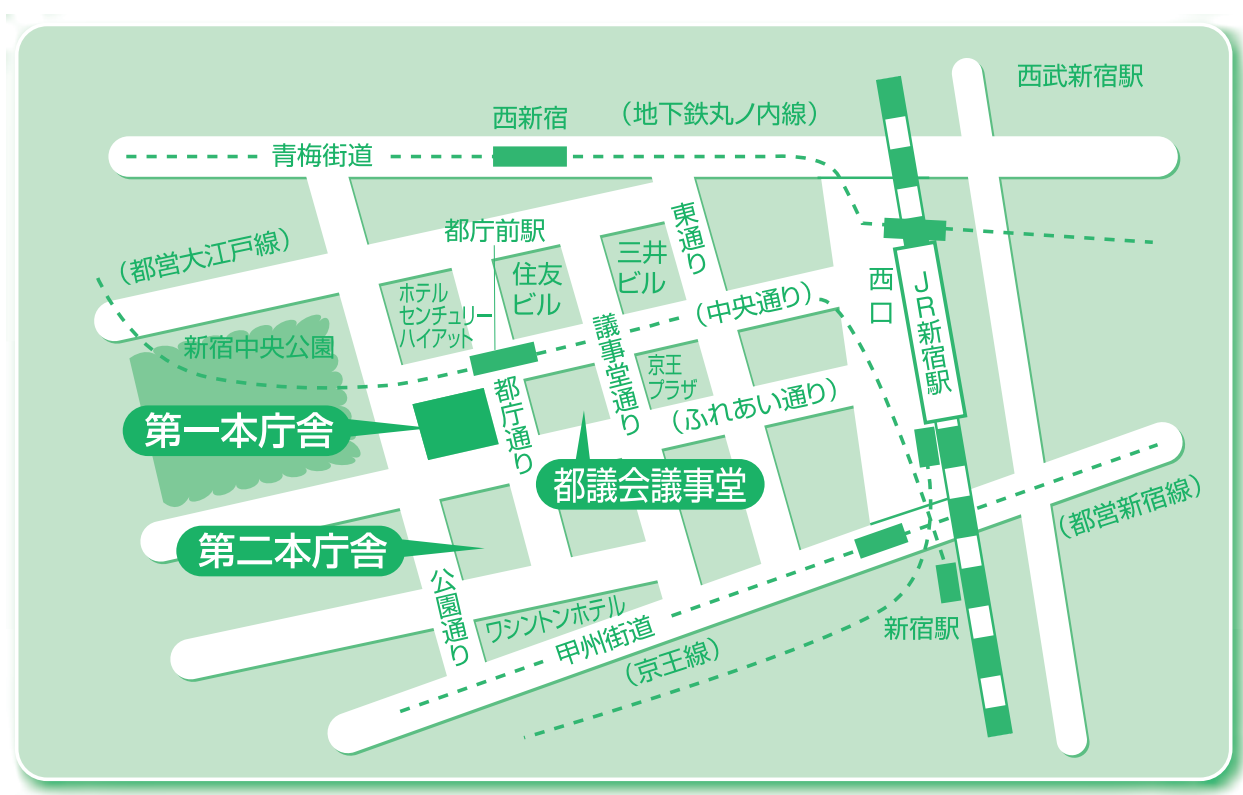
(3)問い合わせ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側

TEL 03(5320)4717(ダイヤルイン)

URL <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/> (TOKYOはたらくネット)



- ・都営地下鉄大江戸線 都庁前駅
- ・JR線、地下鉄丸の内線、京王線、小田急線、都営地下鉄新宿線、
新宿駅から徒歩約10分

再交付等について

東京都で交付された免許証については、再交付、証明書発行を行っております。必要な方は事前に担当窓口(4ページ参照)にご確認ください。